

基準器検査規則

平成 5年10月27日通商産業省令第71号

改正：令和 2年 4月28日経済産業省令第41号（基準器検査規則の一部を改正する省令）

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| -本則-  |   |
| 施行日：令和 2年 4月28日   |   |
| <p>(基準器検査証印の有効期間)</p> <p><b>第二十一条</b> 法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>◆追加◆</p> | <p>(基準器検査証印の有効期間)</p> <p><b>第二十一条</b> 法第百四条第二項の経済産業省令で定める基準器検査証印の有効期間は、次の表の上欄に掲げる基準器の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p><b>2</b> 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により第二条の表の下欄に掲げる基準器検査を受けることができる者が前項の表の下欄に掲げる有効期間内に基準器検査を受けることが困難であるときは、当該有効期間は経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間とする。</p> |
| -改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月28日 経済産業省 令 第41号～  |   |
| 施行日：令和 2年 4月28日   |   |
| ◆追加◆  | 附 則（令和二・四・二八経産令四一）  |
| -改正法・附則- ～令和 2年 4月28日 経済産業省 令 第41号～   |   |
| 施行日：令和 2年 4月28日   |   |
| ◆追加◆  | この省令は、公布の日から施行する。   |

\*\*\*\*\*